令和８年度
共同募金配分金助成事業のご案内

申請締切 1／13（火）

＼ こんなお悩みはありませんか？ ／

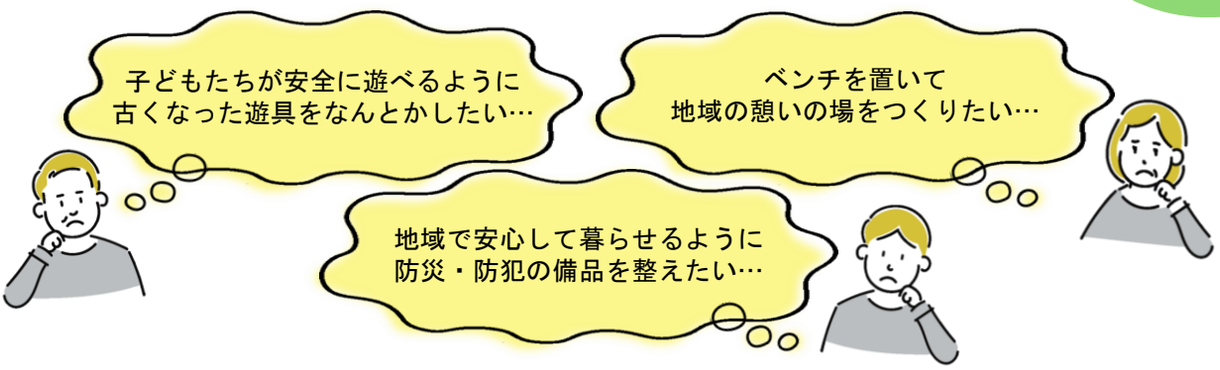

そんなときは、次の助成金をご活用ください！

児童遊具設置修繕助成事業

助成額

・**新設**　200,000円までは**全額**
※超える場合は、超えた分の95%を加えた額

・**修繕・撤去**　**全額**

設置条件

・私有地（神社等の境内含む）。
・無償で長期間使用することが許可された土地。
・設置後の維持管理は自治会が行うこと。

簡易ベンチ設置助成事業

助成額

１基 **55,000**円
※「赤い羽根共同募金」の名入れ代を含む。

設置条件

・自治会が管理している場所。
・周囲に危険が及ばない設置であること。

地域の安心安全対策助成事業

助成額

上限**100,000**円（事業費の90%以内）
※除雪機購入の場合、上限300,000円

対象経費

・防災・防犯対策用資材購入費等

対象外経費

・運営費（人件費、家賃、光熱水費）
・広報発行費
・事務機器（デジカメ・パソコン等）

- すべての事業において、**1,000円未満の端数は自治会の負担**となります。
- 申請書の作成でお困りの場合は、窓口で一緒に作成させていただきます。

三条市共同募金委員会

住所：三条市東本成寺２－１（三条市社会福祉協議会内）　電話：0256-33-8511

児童遊具設置修繕助成事業の助成額算出方法

例：滑り台１基新設 650,000円の場合

①200,000円までは全額助成
②超えた分（450,000円）は95%まで助成となるが、
　1,000円未満の端数は自治会の負担となる。
　→450,000円×0.95＝427,500円→427,000円助成

①200,000円＋②427,000円＝627,000円

助成額：627,000円
負担額：23,000円

【設置遊具例】
２連ブランコ 500,000円　　２連鉄棒 300,000円

簡易ベンチ設置助成事業の助成額算出方法

例：１基あたり54,800円の場合

１基あたり55,000円までの助成となるが、
1,000円未満の端数は自治会の負担となる。

助成額：54,000円
負担額：800円

地域の安心安全対策助成事業の助成対象資材例

【防犯関係】

- 見守り活動用ジャンパー、ベスト、帽子
- 見守り活動用メガホン、警告灯
- 防犯パトロール用マグネットシート
- 防犯用セーフティ反射板・シール
- のぼり旗、ポール
- トランシーバー

【防災関係】

- 避難支援用車いす、ヘルメット、懐中電灯
- 避難所用ポータブル電源、発電機
- 避難所用空気清浄機
- 防災マップの作成費用
- 消火器
- 除雪機

除雪機購入の場合
上限300,000円
（事業費の90%以内）
まで助成します！

※記載の金額は、過去の申請を参考としているため、実際の費用と異なる場合があります。
※業者がわからない場合は、三条市共同募金委員会事務局（0256-33-8511）までご相談ください。

申請から事業終了までの流れ

～１月13日（火）	４月下旬	５月上旬	～令和９年３月
申請受付	**審　査**	**助成決定**	**実施・報告**
提出先 ・事務局 （東本成寺2-1 三条市総合福祉センター内） ・地域包括支援センター下田 （荻堀830-1 三条市役所下田庁舎内）	助成審査委員会で、申請内容を審査します。	審査結果を通知します。 決定した場合は、報告書類も同封します。	事業終了後１か月以内に報告書類を提出してください。その後、助成金をお振込みします。